

養父市農業委員会

第14回会議録

令和5年11月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第14回会議録

1. 開催日時 令和5年11月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第48号 非農地証明交付申請の承認について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（13名）

1 番 谷垣重俊	2 番 吉村英之	3 番 藤原健次	4 番 坂本光
5 番 前川章	6 番 濱田房子	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満
9 番 山根達夫	10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博
13 番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（10名）

15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	18 番 谷村昭雄	
19 番 藤本浩一郎	20 番 栗田匡晃	21 番 鎌谷壽三男	
22 番 上垣美由紀	23 番 宇佐見孝一	24 番 井上勝雄	25 番 米田渡

7. 欠席推進委員（2名）

14 番 小林誠	17 番 荒木奈見
----------	-----------

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第14回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より、現地確認、関係担当委員の人、御苦労さんでした。

11月9日でしたかね。小野市で農業委員会と推進委員の研修大会に皆さん、御参加いただきまして、大変ありがとうございました。

それと本日は、各部会の報告事項やまた各部会があると思います。先ほど局長が言いましたように、特区課のほうから途中でお話もあるそうですので、それと、本日は後で研修もあります。

本日も、慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。

事務局 : それでは、初めに会議の成立について報告いたします。本日、出席、農業委員13名ということで、1名遅れて来るという報告がありました。ですので、一応、全員出席となる模様です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については、10名の出席ですので、併せて報告をいたします。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、5番の前川農業委員と7番の珍坂農業委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第48号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第48号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、八鹿町石原の土地1筆で、面積が116平方メートルです。所有者は八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、平成5年頃から雑種地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは2ページから6ページとなっております。

2番、大久保、福定の土地6筆で、面積が984平方メートルです。所有者は宝塚市の方で、非農地の事由としましては、昭和42年頃からそれぞれ宅地化、雑種地化、山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ペ

ージは7ページから27ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
番号1番の八鹿町石原の件について、担当農業委員より説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。午前中、現地調査行ってきました。場所は2ページになります、赤丸で囲ってあるところです。
現況は5ページの写真をご覧ください。現況は駐車場として使っておられます。申請地中央あたりは碎石も入っていて、農地に復元するいうか、活用するの難しいと思いますので、承認のほうよろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど、珍坂委員の説明とおりになんですけども、5ページの写真を見ていただいたら分かると思います。下側の写真は完全にもう車庫が写っています。車庫として利用されておられると思うんですけど、上の写真は少し緑がかっているところがありますが、碎石が埋まっていますので農地に戻すのは困難だと思います。
申請どおりによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第48号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。
(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号2番の大久保の件について、担当農業委員より説明を求めます。
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。今回、6件出されていますが、この土地は売買目的で申請が出されていますので、よろしくお願ひします。

それでは、7ページを見てもらったら、7筆が全部記入されています。1番目に上がっているのが、地図の真ん中、大久保から高原に行く道が太い白い線です。この1番目の49-2というのが1番目。2番目が下の森ノ脇で、家の裏と前側、南側のほうの小さな土地。それから、高原のほうに上がりまして、ちょうど中央982-3とか986-3、それと986-2という順番になつとると思いますが、これを順次説明させていただきます。

大久保集落の近くの松岡49-2というのが、9ページにあります道の下のところに49-2ですね。これが道路の法面に相当する部分です。それから、次に、11ページが49-2です。草生えており荒れています。

次に、2番目の森ノ脇の199、12ページです。ここも草が生えており荒れています。

それから、15ページ、森ノ下の1370、これの位置図が、17ページ、道の下、赤線で囲っています。昭和42年頃から宅地化していたようです。

次に、20ページ、ウワノ山982-3番、これも高原道の法面の下に相当する部分です。山林化しています。

それから、21ページの986-2、これが雑種地ということで現状の写真が23ページ、駐車場や車庫が建てられております。これを雑種地にお願いしたいということ。

次に行きます。24ページも道路から下ということで、ウワノ山986-3番ということで、赤印をしています部分です。その写真が26ページ、これを山林にということです。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。今、藤原委員から説明がありましたが、少しだけ補足というんですか、させていただきたいと思えます。

17ページの写真を見ていただきましたら、申請地は花が植わっておるところ、ここは碎石が入っていたり、それから、7ページの図面を見てください。県道の道縁にあります、かねや荘というところから、当該地までの道路が非常に狭いので、今後、4メートル道路に拡幅する計画があり、現在、測量とか入っております、先ほどの17ページ、1370番のほとんどが拡幅する部分に入ってくるということで、用地は地元で提供して拡幅をしてもらうそうです。

それから、23ページの写真を見ていただきましたら、ここについては、その事業に使っていた倉庫が現在ありまして、その前の辺がまだ少し広く残っているんですが、これももう何十年もの間、倉庫に入るための道といいますか、そういう土地になっております。今回、全てこういう非農地の申請をされるということで、これはやむを得ないことかなというふうに思います。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、米田推進委員。

米田推進委員： 失礼します。担当推進委員の米田です。申請地は、ほとんどが道路沿いのところではあるんですけど、道路の残地になったり僅かな土地で、かなり荒れた状態です。

状況から見て非農地として証明しても差し支えないものだというふうに私のほうは理解しておりますので、皆さん方の審議のほう、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第48号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 28ページを御覧ください。報告①農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町上小田の土地1筆で889平方メートルです。譲受人は八鹿町下小田の方、譲渡人は八鹿町上小田の方です。所有権を売買により移転する予定です。申請日が10月3日、許可日が10月16日となっています。

2番、堀畑の土地1筆で700平方メートルです。譲受人は堀畑の方、譲渡人は京都市の方です。所有権を贈与によって移転する予定です。申請日が10月4日、許可日が10月16日となっています。

3番、上野の土地3筆で3,156平方メートルです。譲受人は上野の方、譲渡人は岡山県岡山市の方です。所有権を贈与によって移転する予定です。申請日が10月10日、許可日が10月23日となっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続いて、報告②農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 29ページを御覧ください。報告②農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は葛畑の土地6筆で4,718平方メートルです。申請人は京都府宇治市の方です。取得した日が令和5年7月13日で相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙1のとおり、30ページになります。

2番、申請場所は尾崎の土地8筆で4,609平方メートルです。申請人は関宮の方です。取得した日が令和5年5月2日で相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙2のとおり、31ページになります。

3番、申請場所は八鹿町坂本の土地9筆で2,356平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和5年10月10日で相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙3のとおり、32ページになります。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第14回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 珍坂聡

署名委員 前川尊